

SMBC News Letter

“Climate Change & Carbon Finance”

三井住友銀行ニュースレター
「気候変動と排出権取引」

Vol.29

July 2010



SMBC SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

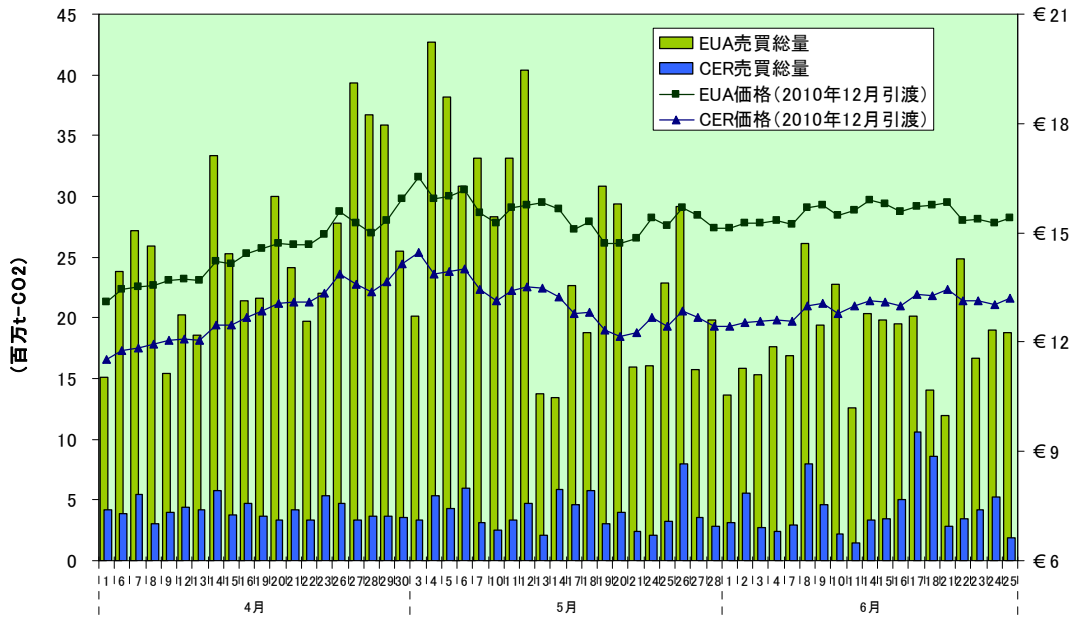
三井住友銀行ニュースレター 「気候変動と排出権取引」

SMBC News Letter “Climate Change & Carbon Finance”

Contents

1. 排出権価格情報 p3
2. News & Topic p4
3. 寄稿 ～JRI’ s EYE～ p5
事業者の温暖化対応とコンプライアンス ～ 東京都 環境確保条例 編② ～
< *Information* > p6

1. 排出権価格情報



*EUA 価格(2010年12月引渡)とは、2010年中にEUAが各企業へ配分され、年末に現物の企業間移動が為されるEUAの価格である。

出典：ECX公表データからJRI作成

*CER 価格(2010年12月引渡)とは、2010年末に現物の企業間移動が為されるCERの価格である。

2010年6月の排出権価格は、EUA 価格・CER 価格共に、大きな価格変動はなく緩やかな上昇傾向が見られた。

EUA に関しては、6月の月初めに€15.14であったが、原油価格や石炭価格、電力価格などエネルギー価格の緩やかな上昇に連動してEUA 価格も上昇し、14日に€15.88の値を付けた。6月後半は小さな値動きを見せながら、24日に€15.25を記録し月初めの価格水準にまで下落、その後やや値を戻す展開となった。結果的に値動きの小さい1ヶ月となった。

CER に関しては、月初めの€12.44が21日に€13.44となり、その後やや値を戻して25日には€13.19となった。先月の本誌で指摘したEUAとCERの価格差に関しては、月初めに€2.7であったものが月末には€2.2にまで減少した。5月に見られた急激な価格差の拡大は終局を迎え、価格差は縮まりつつある。

注：排出権価格は、EU-ETSのみで利用できるEUAとEU-ETSおよび日本を含む京都議定書の目標達成に利用できるCERがあります。日本で売買されている排出権の大半がCERです。データを利用している排出権取引市場のECXにおいて、2008/3/14よりCERの取り扱いを開始した事から、2008年4月号よりCER価格とそのCER価格に影響を与えるEUA価格をご紹介します。Bluenextのspot(現物)の価格動向は、ECXのfuture・Dec10(先物)の価格動向と殆ど違いはありません。

2. News & Topic

① (2010/6/18) エネルギー基本計画が閣議決定

政府は、国のエネルギー政策の指針となる「エネルギー基本計画」を閣議決定した。2003年10月に策定後（2007年3月に改定）のエネルギーを取り巻く環境変化を踏まえ、改定を行った。基本的視点としては、エネルギー政策の基本である3E（エネルギーセキュリティ、温暖化対策、効率的な供給）に加え、エネルギーを基軸とした経済成長の実現と、エネルギー産業構造改革の2つを追記した。

2030年に向けた目標としても、①エネルギー自給率及び化石燃料の自主開発比率の倍増、②自主エネルギー比率を現状の38%から70%程度まで向上、③ゼロ・エミッション電源比率を現状の34%から約70%への引き上げ、④「暮らし」（家庭部門）のCO₂の半減、⑤産業部門での世界最高のエネルギー利用効率の維持・強化、⑥我が国企業群のエネルギー製品等が国際市場でトップシェア獲得、を打ち出した。

② (2010/6/18) 2008年度CO₂排出量算定・報告・公表制度の集計結果を公表

環境省と経済産業省は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に基づき、2008年度の企業別の温室効果ガス排出量の集計結果を公表した。今年度の報告数は、特定事業所排出者で14,740事業所（7,796事業者）、特定輸送排出者で1,425事業者であった。

2008年の下期に生じた金融危機に端を発する景気後退の影響を受け、製造業やエネルギー関連企業を中心に排出量が減少した。特定事業所排出者では、前年度から6億1,429万トン、5.8%減少した。業種別では「製造業」の減少量が最も大きく、約3,620万トンの減少（前年度比7%減）であった。次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が約48万トンの減少（同2%減）、「学術研究、専門・技術サービス業」が約39万トン（同24%増）であった。

③ (2010/6/29) 外務省 ODAのあり方に関する検討 最終取りまとめ

外務省は、岡田外務大臣の指示の下で検討してきた政府開発援助（ODA）のあり方に関する最終報告を取りまとめ、29日に公表した。ODAに対する国民の理解と支持を得て、より戦略的かつ効果的なODAを実現させるべく検討を続けてきた。①貧困削減、②平和への投資、③持続的な経済成長の後押し、の3つをODAの重点分野とし、気候変動を含む環境分野での協力を③に位置づけた。

気候変動対策では、「途上国の気候変動対策の推進を支援するとともに、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を目指す我が国の交渉に資するよう、短期的支援を積極的・機動的に活用していく」とした。環境・気候変動分野で、日本の技術の活用を条件として環境・気候変動分野の支援を行うスキーム「環境・気候変動対策無償資金協力の創設」を明記した。

3. 寄稿 ～JRI's EYE～

事業者の温暖化対応とコンプライアンス ～東京都 環境確保条例 編②～

日本総合研究所 研究員 熊井 大

先々月から「事業者の温暖化対応とコンプライアンス」と題して、今年度から事業者が環境法令で求められる対応について説明している。先月、東京都の環境確保条例の総量削減義務についてとりあげたが、今月号では、中小規模事業所の地球温暖化対策報告制度について説明する。

現在、事業者の温暖化対応とコンプライアンスを大きく整理すると、以下の通りになる。

- **事業者単位の規制**：省エネ法、川崎市地球温暖化対策推進条例 等
- **事業所単位の規制**：東京都環境確保条例（総量削減義務）、埼玉県排出量取引制度 等

事業者単位の規制は、工場・事業場に係る事業者の全排出量を測定し、国や地方自治体に報告するもの（削減義務はなし）であり、事業所単位の規制は、特定の工場・事業場の排出量に上限を割り当てて、特定の工場・事業場の排出量を削減するか、排出量取引によって、上限を緩和し、削減義務を達成する制度である。

中小規模事業所の地球温暖化対策報告制度は、東京都環境確保条例に基づく制度であり、総量削減義務と対になる制度で、事業者単位の規制である。対象となる事業者は以下の通りであり、省エネ法の東京都版と考えてほぼ差し支えない。

- **義務提出**：同一事業者が都内に設置している事業所等（前年度の原油換算エネルギー使用量が 30kL 以上 3000kL 未満の事業所等）の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が年間 3,000kL 以上になる場合、この事業者の方には、事業所等の報告書を取りまとめて提出する義務と公表の義務が課せられる。
- **任意提出**：義務提出となる事業所等以外の都内の全ての中小規模事業所（前年度の原油換算エネルギー量が 1500kL 未満の事業所等）についても、自主的に報告書の提出が可能。

先ほど省エネ法の東京都版と述べたが、省エネ法と異なり注意が必要な事項を列記する。

✚ **バウンダリー(排出量の範囲)に上下水道が含まれること**

地方自治体による規制（条例）では、上下水道の管理を地方公共団体が行っている場合が多いことから、バウンダリーに上下水道を含む場合が多いため、注意が必要である。

✚ **工場・事業場ごとに温暖化対策の実施状況を把握しなければならないこと**

省エネ法の場合は、1500kL 以上エネルギー使用をしている特定施設以外は、個別の管理は必要なかったが、本制度では、東京都内の対象となる全ての施設に対して、対策の実施状況等を把握し、東京都に報告することとなっている。

昨年度実績の提出期限は、今年の 12 月 15 日となっており、来年度以降は、8 月 31 日が期限となる。東京都の制度は、総量削減義務と排出量取引制度に注目が集まっているが、対となる本制度を失念すべきでないため、あわせて注目して欲しい。

< Information >

5年目を迎えますますます盛り上がってます！「eco japan cup 2010」

「eco japan cup 2010」は、エコビジネスの芽を見つけ、育てるコンテストです。エコのアイデアを競うコンテストを行うだけでなく、優れたアイデアやプランに対して資金の提供や協力機関を紹介するなど、その発展を多角的にサポートする取組みでもあります。

今年は、政府の温室効果ガス 25%削減目標を受けて、「チームマイナス 6%」から発展的に開始された「チャレンジ 25 キャンペーン」の一環として、ビジネス、カルチャー、ライフスタイル、ポリシーの全部門で「チャレンジ 25」のアイデア募集を行っています。また、三井住友銀行では、先進的な省エネ・省 CO2 を実現し、地域環境に調和したエコバンキングオフィスの提案を募集する「エコ・バンキング（銀行）オフィス賞」をカルチャー部門・エコデザインカテゴリーに企業賞として新設しました。本賞では、表彰された企画提案について、提案内容の全体あるいは一部について、三井住友銀行の店舗への採用を検討致します。

昨年は、4部門 11 カテゴリー合計で 1,327 件の応募があり、初めて応募総数が 1,000 件を超えました。今年も昨年と同様に多様な部門・カテゴリーが設置されており、気軽にご応募いただけるようになっていきます。皆さまのご応募をお待ちしております。

詳細はホームページをご覧ください → <http://www.eco-japan-cup.com/>

【募集部門】

- ビジネス部門
 - ◆ 環境ビジネスアワード
 - ◆ 環境ビジネス・ベンチャーオープン
- カルチャー部門
 - ◆ エコデザイン・コミュニケーション
 - ◇ 三井住友銀行 エコ・バンキング（銀行）オフィス賞
 - ◆ エコアート・ミュージック
 - ◆ キッズ・エコアート
- ライフスタイル部門
 - ◆ エコセレブ・オブザイヤー
 - ◆ エコチャレンジ！
 - ◆ 市民が創る環境のまち “元気大賞 2010”
- ポリシー部門
 - ◆ 環境ニューディール政策提言

(了)

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

このニュースレターは具体的な商品を説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証の無いリスク性商品の購入や、ご売却、保有にあたっては、手数料等をいただきます。

リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むなどのリスクがあります。

リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。詳しくは、店頭の商品の説明書等を必ずご覧ください。